年金広報
2012.8.5 August
Vol.639

発行所　社団法人日本国民年金協会
編集発行人　河野　暁
〒102-0093　東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885　FAX. 03-3265-2894
http://www.nenkin.or.jp/
E-mail:koho08@nenkin.or.jp
振替　東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Topics

国年保険料の後納制度、政省令の公布とお知らせ発送開始

長野県木曽町開田高原から見るそば畑と木曽御嶽山。開田高原は長野県内でも有数のそばの産地で、毎年10月初旬にそばまつりが開催されます。（写真提供：長野県木曽町）

年金確保支援法による国民年金保険料の後納制度が今年の一〇月から実施される。実施に先立って、七月一三日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」（政令第一八八号）が公布され、また、七月二五日に「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」（厚生労働省令第一〇五号）および「国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件」（厚生労働省告示第四四〇号）が公布された。

政令では、後納保険料を納付する場合の保険料の加算額を定めると同時に、厚生労働大臣の権限にかかる事務を日本年金機構に委任するための国民年金法の技術的読替え、さらに後納保険料の手続について定めている。

また、省令では、後納保険料の納付申込書の記載事項や申込書の提出等について定めており、告示では、後納保険料の金額が示されている。

後納保険料の納付を行う場合の加算額は、平成二四年度における追納保険料の加算額と同額とされている。

後納制度のお知らせの発送

日本年金機構では、保険料後納制度の適用が可能な一、七〇〇万人に対して、七月末から順次お知らせを送付する。当面のお知らせの送付時期と送付対象者は次のようになっている。

第一回目の送付時期は平成二四年七月三一日から八月二八日で、六〇歳以上で対象期間を有する者および五〇歳以上六〇歳未満で平成一四年一〇月から平成一四年一二月までに対象期間を有する者が送付対象となる。

第二回目の送付時期は、平成二四年八月三一日から九月二八日で、五〇歳未満で平成一四年一〇月から平成一四年一二月に対象期間を有する者が送付対象となる。

平成二三年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

七月五日、厚生労働省年金局と日本年金機構は、「平成二三年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組について」を公表した。

それによると、平成二三年度の納付率（現年度分）は五八・六%で、対前年度比で〇・七ポイントの下落となっている。

また、平成二一年度分（過年度二年目）の最終納付率は六五・三%で、平成二一年度末時点と比較して五・三ポイントの上昇、平成二三年度末時点と比較して二・〇ポイントの上昇となっている。さらに、平成二三年度分（過年度一年目）の納付率は六二・二%で、平成二三年度末時点と比較して二・九ポイントの上昇となっている。

年金事務所ごとの納付率（現年度分）では、八一事務所で前年度より上昇しており、都道府県別の現年度分納付率では、一二県で前年度より上昇している。

納付率低下の要因としては、納付率の高い高年齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、第三号被保険者不整合記録問題への対応などが考えられるとしている。

平成二四年度の主な取り組みについては、未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化および市場化テスト受託事業者との協力・連携体制の強化などを図るものとしている。具体的な数値目標としては、平成二三年所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成二五年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付け、平成二三年度現年度納付率五九・三%から最終納付率六四・八%を確保するものとしている。

Contents

3 市区町村の声
愛媛県松山市　野志克仁市長・国保・年金課
老後は道後に、「『たからみがき』のまちづくり」に取り組む松山市を取材した。

4 頑張る！　年金事務所
浜田年金事務所
全職員が窓口で年金相談ができることを目指す島根県浜田年金事務所を取材した。

5
地方分権10年と国民年金事務（4）
今回は政令指定都市の神戸市を取材した。今月号では、現場を担う各区の国民年金担当者の意見を紹介し、次号で本庁の意見を掲載する。

6
保険料後納制度の事務取扱い
10月から開始される保険料後納制度に関する事務取扱いについて、通知に基づいて概要を解説する。

Voice & Voice

愛媛・松山の魅力満載！フリーペーパー『暖暖松山』発刊。

愛媛県松山市は、全国的な知名度・魅力度や都市イメージの向上を図るため、首都圏のメディアや生活者にターゲットを絞り、本市の多彩な魅力や価値を全国へ発信するシティプロモーションを実施しています。その一環として、フリーペーパー『暖暖松山（だんだんまつやま）』を本年一月に創刊。東京を中心に、首都圏でのプロモーションを実施しています。

タイトルの〝暖暖〟には、松山市の温暖な気候と、松山市民の暖かなおもてなしの心、そして「ありがとう」を意味する方言の「だんだん」を掛けています。内容も、そうした松山の〝あたたかさ〟を感じられるような企画を意識し、読者に長く手元で大切にしてもらえるようなフリーペーパーを目指しています。

創刊号の特集は、「道後温泉」。歴史文化はもちろん、「松山人のあたたかさ」をテーマに紹介。第二号は、七月に発行。「瀬戸内の夏」をテーマに、夏の里島で、島の人々から感じられるおもてなしの心や、瀬戸内の新鮮な海の幸を使った地元ならではの食などをご紹介しています。

本誌は、合計七万部を発行し、JR・東京メトロのラックでの設置をはじめ、オフィスや家庭などへの配布によって、首都圏在住・在勤の方々にお届けしています。

また、特設WEBサイト『暖暖松山』でも本誌のPDFがダウンロード可能です。ぜひ、ご覧ください。
（http://www.dandanmatsuyama.com）

松山市ウェブサイト（http://www.city.matsuyama.ehime.jp/）

第五〇回全国都市協議長団市等、厚労省・機構と事前打合せ

七月六日午後、第五〇回全国都市国民年金協議会の議長団市・同関東ブロック理事市の担当者が、厚生労働省・日本年金機構と、事前の打合せを行った。

第五〇回全国都市国民年金協議会の総会及び研修会は、八月三一日㈮午後一時から『なら一〇〇年会館』で開催される。七月六日の午後、全国都市協議会の議長団市と同関東ブロック理事市は、厚生労働省の会議室で厚生労働省年金局事業管理課及び日本年金機構国民年金部の各担当者と事前打合せを行った。

議長団市には、主催の近畿ブロックの奈良市、京都市、神戸市、南関東ブロックの横須賀市、千葉市、東京都墨田区そして第五一回の開催予定地である東京都中央区の各担当者合わせて一四名が参加した。一方、厚労省からは、年金局事業管理課から中村博治課長をはじめ八名、機構から二名が出席した。

打合せの冒頭では、中村課長から、都市協議会の各市には日頃からお世話になっていることへの謝辞と、今後とも協力・連携関係を継続していきたいとの挨拶があった。

打合せでは、議長団市から、総会、質疑応答、パネルディスカッション、交流会の概要等の説明が行われ、「要望書」(案)については、国民年金事務の日本年金機構への一元化を基本的なスタンスとしていることを前提にして、具体的に盛り込まれている要望事項が紹介された。

また、議長団市からは、今回の総会では、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長の挨拶文を披露していただきたい旨の依頼状を提出したことの報告と、研修会における質疑応答については、年金局職員及び機構職員により前向きな回答をしていただきたい旨の依頼があった。さらに、近畿厚生局と機構の近畿ブロック本部に対してどのように関わってもらうかが課題であることも指摘された。

厚生労働省からは、今回は五〇回目の記念すべき開催でもあるので、それにふさわしい出席者を考えている旨返答があり、また質疑応答については各制度部門担当者を交えて対応を準備させていただきたいとの返答があった。

山崎泰彦氏との懇談会

この厚生労働省及び日本年金機構との打合せの後、前回の都市協議会に引き続き今回もパネルディスカッションのコーディネーターを引き受けることとなる神奈川県立保健福祉大学名誉教授の山崎泰彦氏との事前打合せを兼ねた懇談会が開かれた。

山崎氏は、年金一元化法案の審議経過をはじめ、この間の年金制度の動きを紹介した。その後、全国都市協メンバーとの意見交換会が行われ、和やかな雰囲気のうちに終了した。

神奈川県地域型年金委員会総会

六月二九日午後、神奈川県地域型年金委員会総会が、横浜港運健康保険組合保健センターで開催された。

冒頭、挨拶に立った小寺俊弐会長は「先日、社会保障と税の一体改革法案が衆議院を通過した。年金制度については与野党協議の中心議題とされていたが、基本的なことは先送りされている。野党で合意した事項は加入期間を一〇年に短縮したこと、非正規職員の加入促進で対象を二五万人にしたこと、また、厚生年金と共済年金の一元化などについて、近々改正が実施されるのではないかと思う。年金委員としては、これらの改正を十分に理解したうえで、県民の皆様に説明を行い、相談にあたってほしい」と呼びかけた。

来賓の挨拶では、日本年金機構南関東ブロック本部の佐々木勝稔相談・給付支援部長から、日本年金機構の諸情勢、活動内容についての報告が行われた。「これまでは記録問題に端を発して、皆様との連携や支援ができなかった。機構の設立も三年目に入り、記録問題も収束を迎えるための、最後の詰めの段階に来ている。また、これまでは信頼回復のためのサービス向上に力を入れてきたが、その反面で適用・徴収などの基幹業務が少しおざなりになっていた。そこにも力を入れなおし、さらにサービス向上という姿勢で取り組んでいる。その一方で、今年は地域年金展開事業という事業に力を入れていく。地域の皆様の活動を支援しながらの連携や、年金相談のようなことをさせていただく」と説明した。続いて日本年金機構横浜中年金事務所・下山恵子所長は、年金事務所の活動状況の報告と、「年金確保支援法」に関しての周知の要請を行った。

社団法人日本国民年金協会の河野暁専務理事からは、「厚生労働省も日本年金機構も、ようやく年金委員の活動支援に力を入れていかなくてはならないという意識が芽生えたと思う。全国的な研修会の実施や、各県での委員会設置の支援をしていかなくてはならない。現場の声を正しく国民の皆様にお伝えしなければならないというのが我々の役目だと思う。委員の皆様もそういう気持ちを持ってがんばっていただきたい」と激励した。

審議は小寺会長の議事進行により行われた。第一号議案「平成二三年度事業実施結果報告について」、第二号議案「平成二三年度収入・支出決算報告について」、第三号議案「平成二四年度事業計画(案)について」、第四号議案「平成二四年度収入・支出予算(案)について」、第五号議案「任期満了に伴う役員改選について」、いずれも満場一致で承認された。

審議終了後、日本年金機構横須賀年金事務所の上田茂所長より、年金情勢についての講演が行われた。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中

国民年金ハンドブック(平成24年度版)

A5判　定価2,520円(本体2,400円+税)

制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談の手引(平成24年度版)

A5判　定価4,200円(本体4,000円+税)

国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

年金相談AからZ(平成24年度版)

B5判　定価2,310円(本体2,200円+税)

東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集

年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

現場力を高める!! **年金相談Q&A**(平成24年度版)

Vol.1　老齢年金−加入と請求手続き　B5判　定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2　老齢年金−年金額の計算　B5判　定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3　遺族年金と障害年金　B5判　定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

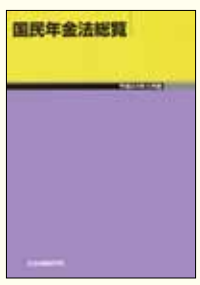

国民年金法総覧(平成24年4月版)

B5判　定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所
東京 ☎(03)3252-7901　関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261　中国 ☎(082)223-2707
http://www.shaho.co.jp/shaho

昭和34年3月30日第3種郵便物認可

03 Vol.639 2012. 8 .5 年金広報

市区町村の声

「たから」がたくさんあるまち 瀬戸内・松山

人口約五一万人の中核市である松山市は、国の重要文化財である道後温泉や松山城で有名。さらに、小説「坊っちゃん」「坂の上の雲」の舞台でもあり、瀬戸内ということではＮＨＫ大河ドラマ「平清盛」でもいま熱い。そうしたたくさんの魅力を「たから」として生かした「『たからみがき』のまちづくり」に取り組んでいる。

愛媛県松山市 野志（のし） 克仁（かつひと） 市長

松山名物・路面電車に乗り込み地図をにらんでいたら、高齢の女性客が「どこに行くの？」と親切に声をかけてくれた。そこから会話が始まり、気が付けばほかの乗客とも話が盛り上がって……。松山の人たちはなんてフレンドリーなんだろう。

「それは、四国巡礼でたくさんの旅人を迎え、もてなす風土があるからだと思いますよ」と話すのは、一昨年一一月に就任した野志克仁市長。その市長が現在進めているのが、「『たからみがき』のまちづくり」だ。

「『たから』というと多くは『たから探し』と続きますが、松山市にはすでに松山城や道後温泉などたくさんの『たから』が見つかっている。それを磨いて、市内外の信頼や好感を得る『都市ブランド』を確立しようというものです」（市長）。

松山市にはユニークな事業も多い。路面電車をはじめ、バスや郊外電車の車体には「赤い糸、五〇年経ったら金の糸」「亡き父の靴、履いて出かける入社式」などのことばが書かれている。市が実施する「ことばのちから」事業の一環だ。「松山市は、俳人・正岡子規の生誕の地。〝ことばのちから〟でまちづくりをしよう、まちをことばのミュージアムにしようということで、市民から公募したことばを市内随所に配しています」。全国の高校生が俳句で熱い闘いを繰り広げる「俳句甲子園」も松山市が発祥で、毎年松山市民のボランティアにより開催されている。これは〇九年には東京マラソン等を抑えて「日本イベント大賞」の「大賞」を受賞した。

年金制度については、「高齢の人が頼りにしているのが年金。少子高齢化で厳しい時代だが、年金や医療は国がしっかり枠組みをつくるべき」というのが市長の考えだ。とはいえ、松山市の高齢者は元気がいい。路面電車で出会った女性も、「いつもこれ（路面電車）であちこち出かけているの」と、いい笑顔だった。低床化が進んでいるので乗り降りがしやすいのだと。「松山市は、松山城を中心にまちの機能が集約され、路面電車やバスが走っている。こうした都市設計が可能だったのも先人たちのおかげであり、『たから』です。外出しやすい・歩きやすいまちづくりで市民の健康増進を図る上でも重要。医療・介護費の適正化にもつながります」（市長）。公共交通の便がよく、道後温泉もあることからか、松山市は「退職後に住みたいまち」の一つに挙げられることも多い。「『老後は道後にどうぞ』なんて、私もよく言っています（笑）」（市長）

瀬戸内海の自然も素晴らしい。国立公園指定八〇周年を二年後に控え、瀬戸内海をテーマとした観光誘客にも力を入れている。「『地中海と〇〇の旅』『エーゲ海と〇〇の旅』などの表現はおなじみでも、『瀬戸内海と〇〇の旅』というのは従来なかった。それは各自治体が単独で観光ＰＲをして、いわば瀬戸内海を分断し『隔てる海』にしてきたから。瀬戸内海は本来『つなぐ海』。いま、対岸の広島地域とも連携して「瀬戸内・松山」構想を掲げ、瀬戸内海という『たから』を磨き、広島と松山・愛媛を周遊する旅行商品を企画しています。広島から松山までは約一時間。青い海、緑の島、白い砂浜を楽しめる船旅を、ぜひ多くの方に体験していただきたいですね」（市長）。

年金は国がしっかり枠組みをつくるべき

松山市 Data Box

【人口】（平成24年4月1日現在）

総人口	514,808人
男	239,902人
女	274,906人

【年金被保険者数】（平成24年3月末日現在）

被保険者数	120,298人
第1号被保険者	76,957人
第3号被保険者	43,341人

【年金受給者数】（平成23年3月31日現在）

国民年金	113,445人
厚生年金	120,702人

【年金受給額】（平成23年3月31日現在）

国民年金	73,532百万円
厚生年金	86,511百万円

（資料　松山市、松山東年金事務所）

国年担当者から　愛媛県松山市　保健福祉部　国保・年金課

福祉総合窓口を7月からスタート

松山市国保・年金課は職員八人と臨時職員とで対応。支所や出張所は二九カ所あり、そこで受け付けたケースも最後は同課がまとめている。人口五一万人もの松山市だけに、年金事務の規模も大きい。

同課が心がけているのは「分かりやすい説明」。年金制度をイラスト入りで分かりやすく説明した独自のパンフレットを作って市民に渡している。

また、職員向けマニュアルも作成し、支所や出張所の職員に配布している。基本的な内容は日本国民年金協会発行の『国民年金実務担当者ハンドブック』が役立っているが、市独自のコンピュータ入力システムや帳票レイアウトもあるので、独自のマニュアルも作ったという。

そして、相談者の話をよく聞くこと、その後また相談に来た人には違う職員でもわかるようにしておくことも心がけている。「障害年金の相談では、デリケートな部分を聞くことも多い。少しでも心を開いて話してもらえるようにと配慮をしています」（安川明仁主査）。

そんな松山市でいま話題なのが、七月二日にオープンした「福祉総合窓口」。国保・年金・介護・障害・児童など、福祉分野全域の相談にワンストップで対応するものだ。各課の職員が数名ずつ半日交代で対応するが、年金の相談に来た人が「ついでに介護の相談もしたい」という場合も、「それは介護の職員に」などとたらいまわしにするのではなく、同一の職員がその場で対応する。そのため、職員はいくつもの課の知識・業務を覚えなければならない。「この数カ月は、介護など他課にも行って研修していました」（安川主査）。福祉のオールマイティーになるのは大変だが、市民の期待は大きい。

年金確保支援法施行で、一〇月から事後納付が一〇年延長される。「市民に積極的にＰＲして、三年間の期限内に成果を出せるようにしたい」と澤田則幸主幹。また、制度改正の際には、年金事務所から市町村に対する説明や情報が早くほしいし、市民向けの説明書も分かりやすく作ってほしいという。「直接市民と向き合う私たちとしては、『普通の人が読んでわかりやすい説明書』がほしい。それは後々の無年金・低年金を防止するためにも、とても重要だと思っています」（澤田主幹）。

後列左から中矢副主幹、澤田主幹、安川主査
前列左から井本主任、鍋田主事、山口主事、高山主事、長岡主事

頑張る！

年金事務所

職員全員が年金相談の窓口対応ができるように

浜田市は、島根県の西部にあり、北は日本海に面し、東は江津市と邑南町、西は益田市、南は広島県に接している人口約六万人の都市である。

浜田年金事務所は、ＪＲ山陰本線の浜田駅と西浜田駅とのほぼ中間にあり、浜田港を見下ろす場所にたっている。

浜田年金事務所の管轄区域は、浜田市、益田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、古賀町の三市五町で、西端の古賀町までは車で約二時間二〇分、東端の美郷町までは約二時間と、極めて広範囲に及ぶ。

年金事務所の柱は年金相談

現在、浜田年金事務所で重要課題として取り組んでいることを聞くと、「国民年金、厚生年金ともに適用・徴収が大切な事業です。これらの事業を推進するためには、職員の人材育成が不可欠です。年金事務所の職員は誰でも年金相談ができるようにを目標として、この五月から所内でスキルアップ研修を実施し、自らも講師役を務めています」という。

山本所長は、「年金事務所の柱は何と言っても年金相談です。年金事務所の職員であれば、当然のことながら年金相談ができなければおかしいです。所内で年金相談ができる職員をできるだけ増やしていくことが重要だと思います」という。そのために、年金制度の理解を深めるための研修と、年金相談のための実践的な研修を進めていく予定である。そして、こうした研修だけでなく、職員一人一人の自己研鑽が不可欠だと強調する。

浜田年金事務所では、地域年金展開事業として、地元の高等学校に働きかけてインターンシップと呼ばれている職場体験を計画した。しかしながら、いろいろと制約があるため、この画期的な計画も、総合窓口での職場見学や、生徒・教職員のための研修・事務所見学などにとどめざるを得なくなったとのことである。

今後の抱負について

「職員には、機構の職員、そして何よりも年金事務所の職員として、誰でも年金相談ができる職員となれるように自己研鑽を積んでいただきたいです。それと同時に、公的年金制度の重要な業務を担当していることに対する誇りと責任をもって、お客様対応に努めていただきたいと考えています」。

浜田年金事務所（島根県）

プロの職員育成が課題

浜田年金事務所の山本千年（やまもとちとし）所長は、広島県の出身で、今年の三月までは広島県三原年金事務所の副所長を務めていた。浜田年金事務所への所長としての赴任は、はじめての県外での勤務で、単身赴任でもある。

山本所長は、三原年金事務所（旧三原社会保険事務所）勤務の間に日本年金機構の発足を迎えた。機構発足の際には、副所長として、年金記録問題の統括者として記録問題の対応に苦慮したという。とりわけ、記録判明により年金額が減額されることとなったお客様への対応が大変だったという。

山本千年所長

浜田年金事務所の職員は、正規職員一四名、準職員三名、特定職員一〇名そしてアシスタント職員二名の合計二九名からなる。このうち男性は一六名、女性は一三名で、平均年齢は四二・三一歳である。

浜田年金事務所の所長に就任して最も苦労していることは、職員の構成が複雑で、特に正規職員の数が少ないことだという。それは言いかえると、制度に精通したプロの職員が少ないことを意味しており、それだけに業務のなかで苦労することが多いというわけである。

お客様対応の新しい試み

日本年金機構が発足してから二年半たつが、この間の変化についてたずねた。

「公務員時代と異なり、職員は『お客様の立場に立って』という意識に変わってきていると思います。この浜田年金事務所では、毎週月曜日に『あいさつ基本用語』を全員で唱和しています。また、私が手話通訳の経験があることから、所長赴任後この唱和の際に手話を付けて全員で手話によるあいさつを実施しています」という。

山本所長には、これまで三〇年に及ぶ手話通訳の経験があり、広島県認定手話通訳者、福山市手話通訳者の肩書も持つ。そして、手話通訳だけでなく、点字の知識も有しており、浜田年金事務所赴任後は、島根県西部視聴覚障害者情報センターの協力を得て、事務所の一部の封筒に点字で浜田年金事務所の名称を入れ、点字の普及啓発も実施している。こうした取組みは、視聴覚障害者に対してだけでなく、健常者に対しても大きな意味を持つ取組みであるといわなければならない。

副所長・課長・室長から一言

三浦康治（みうらやすはる）副所長は、平成二二年六月からここ浜田年金事務所の副所長を務めている。副所長として所長を補佐し、年金記録課長を併任するとともに、お客様サービスリーダーも務めている。

浜田年金事務所は管轄地域が広いだけに、電話による年金相談の件数が多い。「あいさつ基本用語」の全体唱和の効果もあって接遇的には大きな問題はないものの、事務所全体でのレベルアップの必要性が課題だという。三浦副所長は今後の抱負についてこう語る。

「所長が強調する人材育成に加えて、お客様サービスという点で、職員には接遇面でのスキルをアップを心がけてほしいと思います。これまで電話のロールプレイを実施してきました。年金事務所としてのお客様対応を踏まえた接遇の仕方が重要です」。

勝部輝孝（かつべてるたか）厚生年金適用調査課長は、平成二四年四月に浜田年金事務所に赴任した。浜田年金事務所の管轄事業所数は二、九〇〇弱、うち五〇人以上の事業所数は一二四で、ほとんどが中小規模の事業所が多いという。未適用事業所の適用促進のため訪問と電話による適用促進を図っている。また、浜田年金事務所では、年間七二〇事業所を選定し、総合調査を実施してきているという。

今後の抱負については、「当面は、まず自分自身が庶務や会計の勉強をしていくことを心がけます。そして、職員にはスキルアップができるように日頃のコミュニケーションを密にしていきたいです。また、仕事が人生にならないように、仕事を通して人生を学ぶという姿勢が大事だということを理解してもらいたいです」という。

荒木克弘（あらきかつひろ）厚生年金徴収課長は、平成二三年一〇月から浜田年金事務所の厚生年金徴収課長を務めている。年金記録問題時の滞納案件がようやく片付き始めたが、これには金融機関の援護もあったという。財産調査をして滞納処分を行っているが、徴収業務には時間をかけければかけただけ成果が上がるという特異性がある。職員のトレーニングでは、法律のほか事業所のヒアリングの仕方や決算書の見方も指導している。

「正規職員だけでなくすべての職員の人材育成に注力していきたいです。人が入れ替わっていくなかで、いかにスキルのある職員を確保するかが重要な課題です」と語る。

水戸川洋一（みとがわよういち）国民年金課長は、平成二三年一〇月から浜田年金事務所の国民年金課長を務めている。島根県は全体として高い保険料の納付率を誇っているが、ここ浜田年金事務所の管轄区域でも平成二三年度は七三・七七％の納付率である。新規未納者に対しては即座に対応しているほか、免除対策としては市町村の所得情報をもとにターンアラウンド勧奨を毎月のように行っているという。こうした対策は、管轄市町村との良好な協力連携の関係が前提になっている。

「全国的にみると納付率はかなり悪いです。これを何とか引き上げていかなければなりません。島根県では高い納付率を誇っていますが、さらにその上を目指していくことが課題です。高い納付率からその上を目指すことは大変ですが、頑張っていきたいです」。

大峠等（おおとうげひとし）お客様相談室長は、日本年金機構の発足と同時の平成二二年一月に浜田年金事務所のお客様相談室長に赴任した。現在のスタッフは室長を含めて八名で、うち正規職員二名、六名は契約職員である。一日平均四〇名の来訪者に対応するため予備を含めて五つある相談窓口には、中と外とのローテーションを組んで対応しているという。

「日頃から、お客様相談室としては、お客様のニーズに応えられる職場を目指しています」と語る。

地方分権一〇年と国民年金事務（4）

現場の意見を聞く第二回目は、兵庫県神戸市を取材した。神戸市は政令指定都市であるため、現場事務を担当する東灘区をはじめ区役所職員からの現場の意見を聞くとともに、本庁にも話を聞いた。

兵庫県神戸市は、人口一五四万人を擁する政令指定都市である。行政区は、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、西区の九区から成り、それぞれの区役所と須磨区の北須磨支所に国保年金係がある。また、北区と西区には出張所もある。

神戸市の国民年金担当職員数（係長以下）は、本庁の国民年金係に四名、区役所・支所の国民年金担当が四三名、それに各区役所・支所に一名ずつ計一〇名の年金相談員がおり、合計五七名となる。

今回は、まず神戸市の国民年金の現場の意見として、取材先の東灘区役所とその他の区役所から寄せられた意見を紹介する。そして次号では、神戸市としてこの国民年金事務の現状をどのように受け止めているのか、現場を統括する本庁の国民年金係の意見を掲載する予定である。

事務区分は市民には関係ない

国民年金の適用（加入）と免除は市町村、保険料収納や厚生年金が絡むと年金事務所という事務区分は、事務を処理すべき側からの区分であって、市民にとっては直接関係ない。

市民にとっては、国保のことで区役所に来たので、ついでに年金のことも聞きたいという感覚であるという。特に、給付額に関する問合せなどは、当然ながら区役所では答えられないが、市民にとってはなぜ区役所が答えられないのか理解されにくいのが現状である。

ある区役所からはこんな意見も寄せられている。「第一号被保険者の適用事務と保険料収納事務は、国民年金事務の両輪であり、これを切り離したことに最大の問題がある」、「すべての国民年金の事務が区役所で完結できるわけではなく、市民にとっても、職員にとってもわかりにくい」。

市民の視点で考えれば、受付をするということは、あらゆる事務処理を区役所で完結できることである。現状ではきわめて中途半端であるというのが現場の意見である。

一部免除の納付率は高く、却下率は低い

法定受託事務として市町村に任されている事務の一つに、保険料免除の申請受理に関する事務がある。一般に、一部免除が承認されても、残りの保険料の納付を怠ってしまい、結果として未納となるケースが多い。

神戸市内の各区役所では、免除申請については窓口できめ細かな説明を行っているため、一部免除の場合に納付しなければならない保険料の納付率（一部免除の納付率）が極めて高く、全国的にもトップクラスに入る。

また、できるだけ無駄な申請をなくすよう、本人の状況に適した説明が申請時にされている。最近では、機構はハローワークでも免除申請の受付をしているが、世帯状況の十分な聞き取りをせずに失業というだけで申請を受付けることが多く、却下される割合も高いという。神戸市では、本人に合った窓口の説明が徹底されているため、免除申請の却下率も極めて低い。

このように、一部免除の納付率の高さと却下率の低さは、それぞれ担当者による窓口での説明の丁寧さの現れである。

市町村での給付事務は市民にとってのメリットは低い

このように窓口できめ細かな説明がされるのであれば、免除申請を市町村で受け付けるメリットは大いにあるといえる。しかし、市町村の法定受託事務とされている給付関係事務については、市民にとってのメリットは低いというのが現場の声だ。

なぜなら、市町村では保険料の納付状況がわからないので、給付事務に関してはきちんとした返答ができない。対応する職員自身不安が拭えないという。

現場の視点からは、年金の適用、収納、給付の事務は、すべて同じところでやるべきであるという。地方分権による事務移管で、中途半端な形で事務が残されたばかりに、年金事務所も市町村も、納付（免除）相談や受給相談ではお互いに情報が不足する中で仕事をせざるを得ない状況だという。

地方分権による事務移管と日本年金機構への組織改革の両方ともが現場の視点に欠け、国民年金制度に与えた影響は大きいと、指摘は厳しい。

情報提供が圧倒的に不足

地方分権によって国による関与も限定的になり、国からは市町村に通知というものが出せなくなった。通知に代わって事務連絡や情報提供、お願い文が出されるようになった。

しかし、現実に厚生労働省から発出される文書だけでは現場は動けない。一方、日本年金機構が作成する具体的なマニュアルや事務処理要領は市町村には開示されず、現場判断で年金事務所から資料等が情報提供されるというレベルである。

国民年金事務については、市町村の現場にしかわからないことも多いはずだが、機構として事前に市町村の意見を聞くことはほとんどない。

東灘区に限らず他の区役所からも、機構からの情報提供の不足を嘆く声は非常に多い。

協力連携というけれど

市町村が機構をパートナー（カバーし合う相手）として考えて協力連携する一方で、機構は市町村をパートナーとして考えてくれているのだろうか。

市町村では、第一号被保険者に関するデータ修正は必ず年金事務所に報告するが、年金事務所側からは、必ず市町村に連絡、提供する流れができていない。そのため、市町村は誤った受付をしてしまうこともある。

お互いの仕事を理解し、カバーし合う意識を持つことで、情報交換、情報提供の必要性も理解できる。そして、その延長線上に「協力連携」があるという。

自治体職員としての使命感が支えている

事務区分の問題に関しては、「身近な区（市）役所で事務を処理することが市民サービスになるとは限らない。経由的な事務では無駄が多く、市民にもわかりにくいので、国民年金事務は、年金事務所に一本化すべきだ」という意見まで聞かれる。

地方自治体の職員には、住民のために仕事をしなければならないという使命感がきわめて強い。そこには逃げ場がない。

この住民のために逃げ場のない自治体職員の使命感こそ、結果的には現在の国民年金制度を根底で支えている。区役所の現場の職員は、市民により適確な対応をするため、国や機構本部は積極的に情報提供してほしいという。

国や機構本部が、地方自治体の現場の状況の把握に努め、地方自治体の意見にもっと耳を傾けること、そこにこそ国民年金制度の立て直しの鍵があるのではないかと思われる。

長田区役所国保年金係

兵庫区役所国保年金係

中央区役所国保年金係

灘区役所国保年金係

東灘区役所国保年金係

北須磨支所国保年金係

西区役所国保年金係

北区役所国保年金係

垂水区役所国保年金係

須磨区役所国保年金係

昭和34年3月30日第3種郵便物認可

国民年金保険料の後納制度のための事務取扱い通知

後納保険料の施行に伴う政省令の公布後、厚生労働省年金局から地方厚生(支)局年金調整課長および年金管理課長あてに、日本年金機構における後納制度に関する事務の取扱いに関する通知が発出された。この通知は、地方厚生(支)局管内の各市町村に対して周知することを目的としている。

発出された通知は、「『国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律』の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて」（年管管発〇七二五第二号、平成二四年七月二五日）である。

この通知に即して、年金事務所における後納保険料納付制度の事務取扱いの概要を整理しておく。

後納保険料の納付に係る承認の事務に関する事項

●「国民年金後納保険料納付申込書」の受付

後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けようとする被保険者等（以下、申込者）から「国民年金後納保険料納付申込書」（以下、申込書）の提出があった場合には、国民年金手帳の添付の有無を確認すること。

また、申込書には、申込者の氏名及び住所、後納保険料を納付しようとする期間、基礎年金番号が記載されていることを確認すること。

●後納保険料の納付の承認に係る審査

後納保険料の納付の承認にあたっては、以下の審査を行うこと。

①後納制度の適用の可否の確認

老齢基礎年金の受給権者は後納制度を利用することができないことから、申込者の老齢基礎年金の受給権の有無について確認を行うこと。

なお、受給権の有無の確認の際には、次の方法等により合算対象期間の確認をすること。

昭和六一年三月以前に、申込者の配偶者に国民年金以外の公的年金への加入期間がある場合には、その配偶者の基礎年金番号により加入期間を確認し、戸籍謄本等により婚姻期間を確認すること。

平成三年三月以前に、申込者に学生であった期間がある場合には、在学証明書等により在学期間を確認すること。

申込者に海外在住期間がある場合には、住民票等によりその期間を確認すること。

②海外在住期間の確認

合算対象期間については、後納保険料を納付することができないことから、申込書に記入された後納保険料を納付しようとする期間に海外在住期間が含まれていないことを確認すること。

③滞納保険料の確認

国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅していない期間で、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間で法定納期限である二か月を経過した期間（以下、滞納期間）がある場合、その滞納期間については、後納保険料の対象ではないことから、申込書に記入された後納保険料を納付しようとする期間に、滞納期間が含まれていないことを確認すること。

なお、滞納期間が確認された場合には、滞納保険料の納付を求めること。

④年金加入期間等の確認

後納保険料の納付は、先に経過した月の未納期間等から順次行うものとされていることから、窓口装置により申込者の年金加入期間等を確認し、申込書に記入された後納保険料を納付しようとする期間より前に未納期間等がないことを確認すること。

⑤第三号被保険者不整合記録の確認

申込者の年金記録に、実際には第一号被保険者期間であるが、第三号被保険者期間として記録管理されている年金記録（以下、三号不整合記録）がないことを確認すること。

なお、三号不整合記録が確認された場合には、第一号被保険者期間へ記録訂正すること。

●審査結果の通知

後納保険料の納付を承認する場合には、国民年金後納保険料納付申込承認通知書及び納付書を遅滞なく申込者に送付すること。

また、審査の結果、後納保険料の納付が不承認となる場合には、不承認の理由を国民年金後納保険料納付申込不承認通知書に記載した上で、申込者に遅滞なく送付すること。

後納保険料の過誤納金に関する事項

●後納保険料に係る過誤納金の取扱い

後納保険料の納付の承認を受けた被保険者等が、承認の日の属する月前一〇年を超えた期間に係る後納保険料を納付したとき、保険料納付済期間に重複して後納保険料を納付したときなどは、その過誤納に係る後納保険料（以下、過誤納金）は次のように取り扱うこと。

①過誤納金の充当

被保険者等に、後納保険料の納付について厚生労働大臣の承認を受けた未納期間等または滞納期間があるときは、後納保険料に係る過誤納金については、還付に代えて、これらの期間に係る保険料に充当すること。

②充当の効果

過誤納金を充当した場合には、過誤納金が生じたときに、その充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

ただし、過誤納金が生じたときより後に法定納期限の到来した滞納保険料がある場合には、過誤納金をその滞納保険料に充当することとし、この場合、滞納保険料の法定納期限の日に、充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

③充当の順位及び還付

後納保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等及び滞納期間のうち、先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等及び滞納期間がなくなったとき、または過誤納金が一月分の後納保険料もしくは滞納保険料の額に満たない額になったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

●後納保険料に係る充当の手続

①充当に係る調査決定

過誤納金を充当する際には、歳入徴収官あてに国民年金保険料還付決定（調査決定）決議等を求めること。

②充当に係る通知

後納保険料に係る過誤納金を充当したときは、その旨を充当を行った者に通知すること。

国民年金にゆとりをプラス。
自分で入る公的な個人年金。

老後までトク!
●掛金は全額所得控除で税金もお得。
●掛金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からラク!
●基本は終身年金。だから、一生涯お受け取り。
●万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——
フリーダイヤル 0120-65-4192（ローゴ ヨイクニ）
※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索

国民年金 よくある質問

Q. 国民年金に加入していた短期在留外国人に対する脱退一時金について教えてください。

●脱退一時金とは

国民年金の第一号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済月数と保険料一部免除期間について給付上評価される月数（四分の三免除の場合には四分の一月、半額免除の場合には四分の二月、四分の一免除の場合には四分の三月を合算した月数が六か月以上ある外国人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合に、日本国内に住所を有しなくなった日から二年以内に限り、脱退一時金の支給を請求することができます。

ただし、請求する時点で次のいずれかに該当しているときは、脱退一時金は支給されません。

・日本国内に住所を有しているとき
・障害基礎年金などの受給権を有したことがあるとき
・最後に被保険者の資格を喪失した日（その日に日本国内に住所を有していた場合には、同日後はじめて日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して二年を経過しているとき

●支給額

脱退一時金の額は、法律で定められた支給額（平成一七年度の支給額）に、保険料が納付または一部納付された月のうち直近の月、つまり保険料が納付または一部納付された最後の月（基準月）の年度の保険料額を平成一七年度の保険料額（一三、五八〇円）で割った率を乗じることによって算出します。

平成二四年度に基準月がある場合には、支給額は次の表のとおりとなります。なお、この表の月数とは、保険料納付済月数、四分の三免除の場合には四分の一月、半額免除の場合は二分の一月、四分の一免除の場合には四分の三月を合算した月数のことです。

月　数	支給額
6 か月以上12か月未満	44,940円
12か月以上18か月未満	89,880円
18か月以上24か月未満	134,820円
24か月以上30か月未満	179,760円
30か月以上36か月未満	224,700円
36か月以上	269,640円

＊「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/emember/faq_box/）。会員のみなさま向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金 よくある質問

Q. 厚生年金保険に加入していた短期在留外国人に対する脱退一時金について教えてください。

●脱退一時金とは

国民年金の場合と同様に、厚生年金保険でも短期在留外国人に対する脱退一時金の制度が設けられています。

厚生年金保険の場合には、日本国籍を有しない人で、しかも国民年金の被保険者でない人が、次のすべての要件に該当した場合などに、脱退一時金の支給を請求することができることになっています。

①厚生年金保険の被保険者期間を六か月以上有すること。
②老齢基礎年金・老齢厚生年金その他政令で定める給付の受給資格期間を満たしていない者であること。
③障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがない者であること。
④日本国内に住所を有しないこと。
⑤最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から二年以内の請求であること。

●支給額

厚生年金保険から支給される脱退一時金の額は、被保険者であった期間に応じて、その期間の平均標準報酬額、つまり被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を被保険者期間の月数で除して得た額で、再評価はしない額に、支給率を乗じて得た額となります。

なお、平成一五年四月からの総報酬制導入後は、総報酬制前後の被保険者期間を有する場合、平成一五年四月一日前の被保険者期間中の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額と平成一五年四月一日以後の被保険者期間中の標準報酬月額および標準賞与額とを合計した額を、全被保険者期間の月数で除して平均標準報酬額とします。

支給率というのは、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年の一〇月の厚生年金保険の保険料率に二分の一を乗じて得た率に、左上の表の被保険者期間の区分に応じて定められた数を乗じて得た率をいいます。ただし、最終月が一月から八月までの間にある場合には、保険料率は前々年の一〇月の保険料率とします。支給率に小数点以下一位未満の端数がある場合には四捨五入します。

なお、脱退一時金を受けたときは、その計算の基礎となった期間は被保険者でなかったものとみなされます。

被保険者期間	乗じる数
6 か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上	36

●社会保障協定との関連

この短期在留外国人に対する脱退一時金の制度が設けられたのは平成七年からですが、その後平成一二年から、外国との社会保障協定が順次締結されることになりました。この社会保障協定の締結相手国との間では、一部の相手国（韓国・イギリス）との協定を除いて、公的年金制度への加入期間が相互に通算されることになったため、短期在留者であっても、日本の公的年金制度に加入した期間は、自国の公的年金制度の資格期間に算入されるようになっています。

平成二四年七月現在で、この社会保障協定を締結している国は一五か国で、政府間交渉中または予備協議中となっている国が九か国になります。社会保障協定を締結している国との間であっても、締結相手国間での加入期間が短ければ、年金給付と結びつかない場合もあるため、この短期在留外国人に対する脱退一時金の請求をせざるを得ないケースも存在します。

いつ起きるかわからない、
いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて——
地域住民のための防災対策
パンフレット＆リーフレット

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット

災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。
災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。

グラッときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？
大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める一工夫などを解説。

イザというとき！
覚えておきたい応急手当と救命手当
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋　洋（NPO法人　災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

地震に備えるポイントが１冊でわかるパンフレット

地震に備える　●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー　定価：189円（本体180円＋税）
監修：鈴木　俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋　洋　（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

＊名称刷込み（スミ１色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは——
年友企画（株）
〒101-0047　東京都千代田区内神田 2-5-3　児谷ビル
TEL（03）3256-1711　FAX（03）3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp

昭和34年3月30日第3種郵便物認可

年金広報

2012. 8. 5 Vol.639 08

国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金保険料の後納とは

「年金確保支援法」によって、二年を経過して納付できなくなった国民年金の保険料を納付することができます。これを保険料の後納制度といいます。

この保険料の後納制度によって納付できる保険料は、過去一〇年以内に納め忘れがある国民年金の保険料です。国民年金保険料は、二年前までしかさかのぼって納めることができませんが、後納制度によって、この二年を超え一〇年前までの納め忘れた保険料を納付できます。

保険料の後納は、平成二四年一〇月から平成二七年九月までの三年間行われるものです。

後納制度を利用できる人

保険料の後納制度を利用できる人は、次のような人たちです。

▽二〇歳以上六〇歳未満の人で、過去一〇年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人。

▽六〇歳以上六五歳未満の人で、過去一〇年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある人。

▽六五歳以上の人で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている人など。

なお、この後納制度は、現在老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料(後納保険料)の額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

平成二四年度中(平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで)に納めることができる後納保険料の額は次のようになっています(月額)。

平成一四年度分一四、九四〇円
平成一五年度分一四、七二〇円
平成一六年度分一四、五一〇円
平成一七年度分一四、五六〇円
平成一八年度分一四、六一〇円
平成一九年度分一四、六四〇円
平成二〇年度分一四、七六〇円
平成二一年度分一四、八四〇円

なお、保険料の後納制度は、平成二四年一〇月一日から実施されますので、さかのぼって納められる平成一四年度分の保険料というのは、平成一四年一〇月分までとなります。したがって、平成二四年一一月になると、平成一四年一一月分の保険料までしか後納できません。

このように、後納制度によって納められる保険料は一〇年前までとなっていますので、保険料の後納が実施される平成二四年一〇月から平成二七年九月までの三年間の期間中でも、さかのぼって納められる保険料は毎月変わることになります。

後納できる保険料の順序等

後納できる保険料には順序があり、過去一〇年前までの保険料のうち最も古い分の保険料から納めることになります。

また、一部免除期間のうち免除されない部分が未納となっている期間についても、この保険料の後納ができます。

ご案内 この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

コラム 視点 column

住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」

家の浴室やトイレが狭い、段差が怖い、地震が心配など、住宅が古くなるほど住まいの不便さや危険性を感じてきます。手すりの設置や段差の解消など小工事の場合は、手持ち資金で準備できるかもしれませんが、水周りの交換や耐震補強など数百万円におよぶような工事となると、高齢になるほど決心できずに我慢してしまうこともあります。

リフォームをしたくても手元に資金がない、あるのは土地と古い建物だけ、という人もいることでしょう。このような悩みを持つ高齢者の人でも利用できるのが、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の「高齢者向け返済特例制度」です。

六〇歳以上の高齢者が、住宅金融支援機構から融資を受けて住宅のバリアフリー工事や耐震改修工事をする場合に、その返済を利息だけとする制度です。元金は、本人が死亡したときに遺族(相続人)が一括で返済するか、土地・建物の処分により返済する仕組みです。これにより、生きている間の返済額が軽い負担ですむようになります。

融資限度額は一〇〇〇万円まで。金利は固定金利でバリアフリー工事は二・一二%、耐震改修工事は一・九二%(平成二四年七月三〇日現在)、返済期間は申込み本人が亡くなるまでとなっています。財団法人高齢者住宅財団が連帯保証人になります。対象となるのは、工事完了後の住宅部分の面積が五〇㎡(マンションの場合は四〇㎡)以上の住宅です。

例えば、五〇〇万円を借りて、金利一・九二%で一般的な返済方法として一〇年元利均等返済をすると、月々の返済額は元金と利息の合計で四万六二七五円になります。一方、返済特例制度を利用すると月々の返済額は利息のみの一万九六五四円に軽減されるため、年金生活者でも利用しやすくなります。手持ちの資金を取り崩すことなく、少ない返済額で思い切ったリフォーム工事ができるのです。

ただし、リフォーム資金を借りた本人は利息だけしか支払いませんので、死亡したときには借りた元金がそっくり残ることになります。また、担保となった土地や建物を処分しても残債を返済できない場合は、子どもなど相続人が残りを返済する義務を負うことになります。

高齢になっても自分の家に快適に住み続けることのできる便利な制度ですが、亡くなったときの土地・建物の処分の可能性なども事前に説明しておくといいでしょう。

ファイナンシャルプランナー 須藤臣(すどうとみ)

「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで53歳です

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年２月「国民年金弘報」として船出しました。それから53年間、平成22年１月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この８月号で639号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取組み、日本年金機構、年金事務所の取組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購読の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、
E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。
お待ち申し上げております。